

家電製品の小型二次電池使用機器の 表示ガイドライン

2020年8月(第1版)



一般財団法人 家電製品協会
製品アセスメント委員会

目次

1. 概 要	1
2. 表示対象機器	1
3. 表示事項	2
4. 表示事項及び表示対象	3
5. 小型二次電池使用機器である旨の表示	3
6. 小型二次電池使用機器の構造及び小型二次電池の取り外しに必要な情報の表示	4
7. 再生資源の利用の促進に資する情報の表示	4
8. 表示例	6

1. 概要

2001年4月に、従来の「再生資源利用促進法」を大幅に改正した「資源の有効な利用の促進に関する法律」（資源有効利用促進法）が施行され、家電機器等に使用される小型二次電池は、分別回収を容易にするための識別表示を求める、“指定表示製品”に、並びに、事業者による使用済み製品の自主回収・リサイクルを求める、“指定再資源化製品”に指定され、さらに、小型二次電池を使用する機器は、リユース・リサイクルに配慮した設計・製造を求める、“指定再利用促進製品”に指定された。（下記「表示対象機器」の※2についても留意のこと）

そこで、これらの法規制の表示要求に対応するため、下記「表示対象機器」中の家電製品に関するガイドラインとして、「家電製品の小型二次電池使用機器の表示ガイドライン」を以下に示す。

ただし、小型二次電池として、ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池、小型制御弁式鉛蓄電池の4種類が指定されるが、機器の記憶保持用のものは除かれる。

2. 表示対象機器

用途別の小型二次電池使用機器は下表の通り。

用途区分	対象機器名
防災	1) 誘導灯 2) 非常用照明器具 3) 火災警報設備 4) 防犯警報装置
家電	5) ビデオカメラ 6) ヘッドホンステレオ 7) 電気掃除機 8) 電気かみそり 9) 電気歯ブラシ
事務機	10) 電源装置 11) パソコン 12) プリンター 13) 携帯用データ収集装置
通信機	14) コードレスホン 15) ファクシミリ装置 16) 交換機 17) 携帯電話 18) MCAシステム用通信装置 19) 簡易無線用通信装置 20) アマチュア用無線装置
雑貨	21) 電動工具 22) 電動自転車 23) 電動車いす 24) 電動式がん具(自動車型)
医療・健康機器	25) 電気マッサージ器 26) 家庭用電気治療器 27) 血圧計 28) 医薬品注入器 29) 電気気泡発生器(浴槽用)

※1 上記の機器 29 品目は、表示事項の注1)、注2)、注3)の省令を参照。

※2 平成13年厚生労働省・経済産業省・環境省令第1号では、上記の機器 29 品目に使用されている使用済みになった小型二次電池の自主回収の義務が機器メーカー等に課せられている。

3. 表示事項

表示事項は、下記の①～③である。

- ① 小型二次電池使用機器である旨
- ② 小型二次電池使用機器の構造及び小型二次電池の取り外しに必要な情報
- ③ 再生資源の利用の促進に資する情報

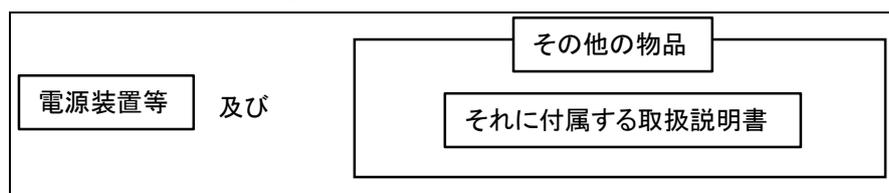
注1)平成5年通商産業省令第34号(平成13年経済産業省令第93号にて一部改正)の第2条において「事業者は、電源装置等に使用される密閉形蓄電池の再生資源としての利用を促進するため、当該機器が密閉形蓄電池を使用する機器である旨その他の密閉形蓄電池の再生資源としての利用の促進に係る事項の電源装置等及びそれに付属する取扱説明書その他の物品への表示又は記載を行うものとする。」としている。

また、第6条で、

「事業者は、電源装置等の構造、使用される密閉形蓄電池の取り外し方法その他の電源装置等に使用される密閉形蓄電池の再生資源としての利用の促進に資する情報の提供を行うものとする。」としている。

※上記法令の「電源装置等及びそれに付属する取扱説明書その他の物品」の解釈としては、

「取扱説明書」は「その他の物品」に含まれており、「その他の物品」の具体例として記載されているため、下図のような関係となる。



注2)平成5年厚生省・通商産業省令第1号(平成13年厚生労働省・経済産業省令第1号にて一部改正)においても、第2条及び第6条に(注1)と同様の記載がなされている。

注3)平成13年経済産業省令第77号(令和元年経済産業省令第17号にて一部改正)においても、第3条2項及び第9条1項に同様な記載がなされている。

4. 表示事項及び表示対象

表示事項に対応した表示対象は、下表の通り。

表示事項 \ 表示対象	機器本体	取扱説明書	包装物など
1) 小型二次電池使用機器である旨	◎	◎	△
2) 小型二次電池使用機器の構造及び小型二次電池の取り外しに必要な情報	×	◎ ※1	△
3) 再生資源の利用の促進に資する情報	△	◎ ※1、※2	△

◎:法令の要求事項、△:推奨事項、×:不要

※1:消費者に使用済みになった小型二次電池を取り外しさせる機器の場合、「小型二次電池使用機器の構造及び小型二次電池の取り外しに必要な情報」及び「再生資源の利用の促進に資する情報」の取扱説明書への表示は必須となる。

※2:消費者に使用済みになった小型二次電池を取り外しさせない機器の場合、「再生資源の利用の促進に資する情報」の取扱説明書への表示は必須となる。

5. 小型二次電池使用機器である旨の表示

1) 表示対象

機器本体及び取扱説明書に表示または記載する。

リサイクル推進の観点からは、機器本体に表示または記載することが望ましい。

ただし、スペース的、あるいは形状的な面から表示等が困難な場合は本体への表示等を省略してもよいものとする。

2) 表示方法

表示方法に関する規定はないが、次の2種類を推奨する。

- ①電池形枠付きリサイクルマーク(図1参照)
- ②リサイクルマーク(図2参照)

※小型二次電池には、回収・リサイクルが必要であることを示す「スリーアローマーク」と二次電池の種類を示す文字(Ni-Cd、Ni-MH、Li-ion、Pb)を表示する義務がある。(図2参照)

小型二次電池へのリサイクルマークの表示に関しては、電池工業会発行の「小型充電式電池の識別表示ガイドライン(リサイクルマーク)」を参照のこと。

6. 小型二次電池使用機器の構造及び小型二次電池の取り外しに必要な情報の表示

1) 表示対象

取扱説明書に記載する。

2) 表示内容

① 小型二次電池使用機器の構造

機器本体での電池位置を、図示する等でわかりやすく記載する。

② 小型二次電池の取り外し方法

製品より電池を取り外す方法を、図示する等でわかりやすく記載する。

例) 電池の取り外し方法

充電式電池を取り外す前に、電源スイッチを「ON」「OFF」し、電池の使い終わりを確かめてから、電池を取り出して下さい。

No. 1 取り付けネジを外す(図示)

No. 2 電池収納蓋を外す(図示)

No. 3 電池パックを取り外す(図示)

7. 再生資源の利用の促進に資する情報の表示

1) 表示対象

取扱説明書に記載する。

2) 表示内容

法令では、再生資源の利用の促進に資する情報に関して具体的な規定はないが、以下の3項目を記載することを推奨する。

①「リサイクル依頼文」

②「回収先」

③「取扱い注意事項」

家電製品の表示対象機器と表示内容に関する一例を以下に示す。

【 家電製品の表示対象機器と表示内容(一例) 】

表示対象機器	使用済みになった 小型二次電池の取り外し	機器メーカー	ケース
①ビデオカメラ	取り外し可	JBRC(※2)会員	1
		JBRC 非会員	3
②ヘッドホンステレオ	取り外し不可	—	2
③電気掃除機	取り外し可	JBRC 会員	1
④電気かみそり		JBRC 非会員	3
⑤電気歯ブラシ			

※1 対象機器から取り出し可能な小型二次電池にもリサイクルマークを表示する。(図2参照)

※2 JBRC：小型充電式電池のリサイクルを推進する一般社団法人

ケース	1	2	3
表示 例文 (一例)	<p><民生用の場合> ○○電池はリサイクル可能な貴重な資源です。不要になった充電式電池は家庭ごみとして廃棄しないで取り出し、排出協力店へお持ちください。その場合、ショート危険がありますので、金属端子部をテープ等で絶縁してください。 排出協力店の詳細は、一般社団法人JBRCのホームページを御参照ください。 https://www.jbrc.com/</p> <p><業務用の場合> ○○電池はリサイクル可能な貴重な資源です。不要になった充電式電池は廃棄しないで取り出し、当社指定の回収拠点へお持ちください。その場合、ショート危険がありますので、金属端子部をテープ等で絶縁してください。</p>	<p>本製品に内蔵されている充電式電池はリサイクルできません。充電式電池の取り外しはお客様が行わず、取扱説明書の掲載窓口にご連絡をお願いいたします。</p>	<p>○○電池はリサイクル可能な貴重な資源です。不要になった充電式電池は家庭ごみとして廃棄しないで取り出し、取扱説明書の掲載窓口にご連絡をお願いいたします。その場合、ショート危険がありますので、金属端子部をテープ等で絶縁してください。</p>
備考	<p>「○○」には、「ニカド」「ニッケル水素」「リチウムイオン」のいずれかが入る。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・「○○」には、「ニカド」「ニッケル水素」「リチウムイオン」のいずれかが入る。 ・自社独自の回収方法、ルート及び独自の回収拠点を明記しなければならない。 ・JBRC 非会員の場合は、JBRC がリサイクルを運営している排出協力店を利用することができない。「JBRC の排出協力店を利用する」旨を記載する場合は、JBRC への入会が必要ですので、JBRC に問い合わせ下さい。

8. 表示例

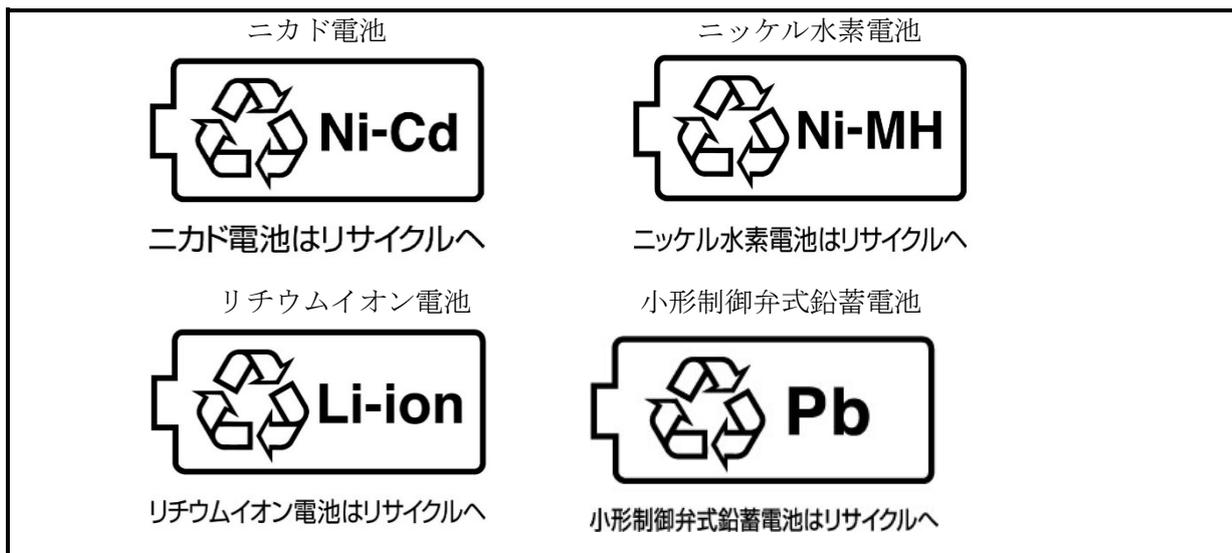


図1. 電池形枠付きリサイクルマーク（一例）

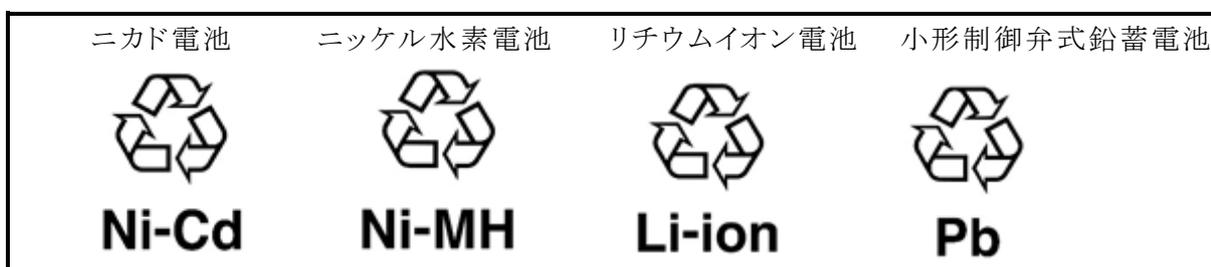
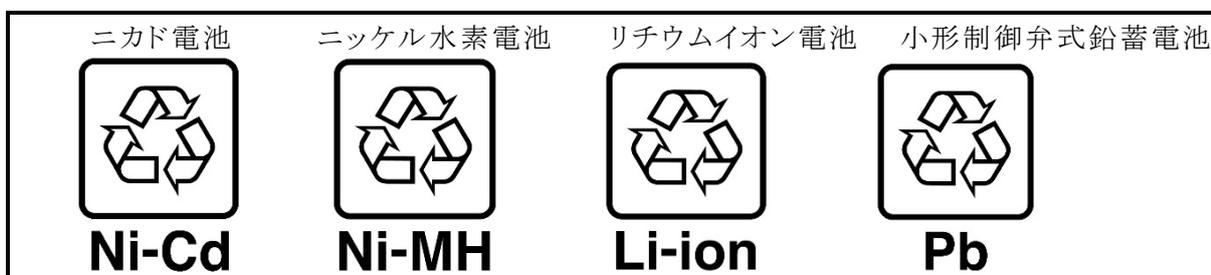


図2. リサイクルマーク（一例）

(1) リチウムイオン電池の場合、二次電池の種類を示す文字「Li-ion」の横の2つの数字の有無は任意とする。

・表示一例：Li-ion 20

(2) スリーアローマークを囲む枠の有無は任意とする。

以上

※本表示ガイドラインの作成には、一般社団法人電池工業会、一般社団法人日本電機工業会、一般社団法人電子情報技術産業協会の多大な御尽力を賜りました。関係者の方々に深謝致します。